

登録事項等についての説明（高齢者住まい法第17条関係）

2025年7月1日

入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書

登録事業者兼貸主兼サービス提供者株式会社東急イーライフデザイン(以下「事業者」という。)は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)第17条、横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針15(3)に基づき、以下の事項について、借主1及び借主2(以下総称して「入居者」という。)に対し、書面を交付して説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) くれーるれじでんすさくらだい クレールレジデンス桜台
所在地	神奈川県横浜市青葉区桜台36番地8
利用交通手段	<input checked="" type="checkbox"/> 1.電車(東急田園都市 線 青葉台 駅から 徒歩 で 15 分) <input type="checkbox"/> 2.その他()
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 期間 2009 年 3 月 30 日から 2029 年 3 月 29 日まで
施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 期間 年 月 日から 年 月 日まで
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1.所有権 <input type="checkbox"/> 2. 地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 賃借権 <input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利 期間 2009 年 3 月 30 日から 2029 年 3 月 29 日まで

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしがいいしやとうきゅういーらいふでざいん 株式会社東急イーライフデザイン
住所 (法人にあつては 主たる事務所の所 在 地)	(郵便番号 150-0043) 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 電話番号 03-6455-1236
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名
	住所(法人 にあつては 主たる事 務所の所 在 地) (郵便番号) 電話番号
	法人の役員

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) かぶしがいいしやとうきゅういーらいふでざいん 株式会社東急イーライフデザイン
事務所の所在地	(郵便番号 150-0043) 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 電話番号 03-6455-1236

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	72 戸		
居住部分の規模	(最小)	40.26 m ²	詳細については、別添 2 のとおり	
	(最大)	71.26 m ²		
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
	構 造	鉄筋コンクリート 造		
竣工の年月	2009 年 3 月 30 日			
加齢対応構造等	<input checked="" type="checkbox"/> 登録基準に適合している			
	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーターを備えている			
	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている			

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借契約(終身建物賃貸借契約) <input type="checkbox"/> その他		
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨			
終身賃貸事業者の事業の認可	<input checked="" type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている	許可番号	平成20年11月17日 横浜市まち住指令第7号
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 <input checked="" type="checkbox"/> ①単身高齢者世帯(60歳以上) ②高齢者(60歳以上)+配偶者(60歳以上)		
入居契約の内容	入居契約書のとおり		

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態		提供の対価(概算・月額)	詳細については、別添 3 のとおり
	状況把握、生活相談	■ 自ら □ 委託	約 60,500 円	
高齢者生活支援サービス	食事の提供	□ 自ら ■ 委託 □ 提供しない	約 61,050 円	
	入浴等の介護	□ 自ら □ 委託 ■ 提供しない	約 - 円	
	調理等の家事	■ 自ら □ 委託 □ 提供しない	選択サービスにより別途	
	健康の維持増進	□ 自ら □ 委託 ■ 提供しない	約 - 円	
	その他	□ 自ら □ 委託 ■ 提供しない	約 - 円	
	家賃の概算額 (月払方式の場合)	(最低) 約 153,000 円 (最高) 約 388,000 円	住戸ごとの内容は別添 2 のとおり	
共益費(管理費)の概算額	(最低) 約 52,000 円			
	(最高) 約 52,000 円			
敷金の概算 (月払方式の場合)	(最低) 約 459,000 円	家賃の 3 月分		
	(最高) 約 1,164,000 円			
水道光熱費の支払方法	各住戸における光熱水費は、入居者と供給業者との個別契約に従い、供給業者に直接お支払い頂きます。			
前払金※の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※前払金は、終身にわたって受領すべき家賃等を一括して受領するものである			
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 18,360,000 円			
	(最高) 約 125,712,000 円			
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃	前払金 = (前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額 × 想定居住期間(月数)) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)		
	サービス提供の対価	サービス提供の対価に関する前払金は頂きません		
想定居住期間内に入居契約が終了する場合の返還金の算定方法	<p>・入居者の想定居住期間内に、入居者の死亡又は入居契約の解除もしくは解約により入居契約が終了する場合、入居者又は身元引受人に、次の算定式に基づき算出される額を前払金から返還する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《返還金算定式》(※1)</p> <p>1ヶ月分の本物件の家賃等の額(※2)</p> <p>×(入居契約終了日以降、入居者の想定居住期間満了日までの期間)</p> </div> <p>(※1) 入居契約終了日又は入居者の想定居住期間満了日が属する月が1ヶ月に満たない場合には、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(※2) 1ヶ月分の家賃等の額は、想定居住期間内の家賃相当額を、入居者の想定居住期間(月数)で割り返した額とする(小数点以下切捨)</p> <p>《算式》： 想定居住期間内の家賃相当額 ÷ 入居者の想定居住期間(月数)</p> <p>・入居者の想定居住期間経過後も入居契約が継続する場合の返還金はないが、家賃相当額の追加徴収も行わない。</p>			
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで			
家賃等の前払金の返還額の推移	経過日数に応じた返還額の算定による(※入居日を起算日とする。)			

前払金の 保全措置の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行による債務の保証 (不動産信用保証株式会社) <input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託 <input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険 <input type="checkbox"/> その他()
特定施設入居者 生活介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない
地域密着型特定 施設入居者生活 介護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない
介護予防特定施 設入居者生活介 護事業所	<input type="checkbox"/> 指定を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 指定を受けていない
介護サービス情報	なし ※入浴等の介護サービスは提供しない。

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input checked="" type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託	
委託する業務の内 容(契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住所(法人に あつては主たる 事務所の 所在地)	(郵便番号)	電話番号
修繕計画	あり	
計画策定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
大規模修繕の 実施予定	2025年	頃実施予定
その他計画的 な修繕予定	経過年数に応じ適宜実施予定	
登録の更新の申請 の前一年間にお ける入居者の数及 び退去者の数	入居者の数	22人
	退去者の数	13人

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけあよこはま ホームケア横浜
事業所の所在地	(郵便番号 224-0032) 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央40番3号 グランクレールセンター南3階 電話番号 045-949-4800
連携又は協力の内容	訪問介護/居宅介護支援/福祉用具、訪問看護ステーション

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな) ほーむけああおぼ ホームケア青葉
事業所の所在地	(郵便番号 227-0061) 神奈川県横浜市青葉区桜台36番地8 クレールレジデンス桜台 108 電話番号 045-983-6500
連携又は協力の内容	訪問介護サービス

※上記の事業所に限らず、入居者が希望する介護サービスの利用は妨げられない。

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。

11. 運営方針

別添4のとおり

12. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

基本方針及び横浜市の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営する。

13. 特約事項

なし

様に対して、入居契約書、入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名	株式会社東急イーライフデザイン
所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
代表者名	代表取締役 大柴 信吾 印
説明者	印

私は、上記事業者から、入居契約書並びに入居契約重要事項及び登録事項等についての説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け、説明書を受領しました。

借主1 住所 _____
氏名 _____ 印

借主2 住所 _____
氏名 _____ 印

身元引受人1 住所 _____
氏名 _____ 実印

身元引受人2 住所 _____
氏名 _____ 実印

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	40.26	○	○	○	○	○	○	1	214	153,000
1	40.26	○	○	○	○	○	○	1	314	165,000
1	40.26	○	○	○	○	○	○	1	414	176,000
1	40.69	○	○	○	○	○	○	1	104	163,000
1	40.69	○	○	○	○	○	○	1	204	182,000
1	40.69	○	○	○	○	○	○	1	304	195,000
1	40.69	○	○	○	○	○	○	1	404	200,000
1	40.69	○	○	○	○	○	○	1	504	205,000
1	40.86	○	○	○	○	○	○	1	215	156,000
1	40.86	○	○	○	○	○	○	1	315	167,000
1	40.86	○	○	○	○	○	○	1	415	177,000
1	42.68	○	○	○	○	○	○	2	105 106	181,000
1	42.68	○	○	○	○	○	○	2	205 206	200,000
1	42.68	○	○	○	○	○	○	2	305 306	208,000
1	42.68	○	○	○	○	○	○	2	405 406	213,000
1	42.68	○	○	○	○	○	○	2	505 506	222,000
1	45.67	○	○	○	○	○	○	1	107	193,000
1	45.67	○	○	○	○	○	○	1	207	211,000
1	45.67	○	○	○	○	○	○	1	307	222,000
1	45.67	○	○	○	○	○	○	1	407	228,000
1	45.67	○	○	○	○	○	○	1	507	237,000
1	51.29	○	○	○	○	○	○	2	108 109	220,000
1	51.29	○	○	○	○	○	○	2	208 209	235,000
1	51.29	○	○	○	○	○	○	2	308 309	249,000
1	51.29	○	○	○	○	○	○	2	408 409	255,000
1	51.29	○	○	○	○	○	○	2	508 509	265,000
1	53.28	○	○	○	○	○	○	1	103	244,000
1	53.28	○	○	○	○	○	○	1	203	257,000
1	53.28	○	○	○	○	○	○	1	303	264,000
1	53.28	○	○	○	○	○	○	1	403	270,000
1	53.28	○	○	○	○	○	○	1	503	285,000
1	53.39	○	○	○	○	○	○	1	110	226,000
1	53.39	○	○	○	○	○	○	1	210	247,000
1	53.39	○	○	○	○	○	○	1	310	262,000
1	53.39	○	○	○	○	○	○	1	410	268,000
1	53.39	○	○	○	○	○	○	1	510	279,000
1	53.90	○	○	○	○	○	○	1	213	223,000
1	53.90	○	○	○	○	○	○	1	313	236,000
1	53.90	○	○	○	○	○	○	1	413	249,000
1	60.64	○	○	○	○	○	○	1	102	278,000
1	60.64	○	○	○	○	○	○	1	202	283,000
1	60.64	○	○	○	○	○	○	1	302	290,000
1	60.64	○	○	○	○	○	○	1	402	297,000

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを 全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	61.35	○	○	○	○	○	○	1	111	231,000
1	61.35	○	○	○	○	○	○	1	211	268,000
1	61.35	○	○	○	○	○	○	1	311	287,000
1	61.35	○	○	○	○	○	○	1	411	295,000
1	61.35	○	○	○	○	○	○	1	511	308,000
1	68.33	○	○	○	○	○	○	1	116	237,000
1	68.33	○	○	○	○	○	○	1	216	273,000
1	68.33	○	○	○	○	○	○	1	316	278,000
1	68.33	○	○	○	○	○	○	1	416	292,000
1	68.84	○	○	○	○	○	○	1	502	388,000
1	70.05	○	○	○	○	○	○	1	112	253,000
1	70.05	○	○	○	○	○	○	1	212	307,000
1	70.05	○	○	○	○	○	○	1	312	329,000
1	70.05	○	○	○	○	○	○	1	412	348,000
1	70.05	○	○	○	○	○	○	1	512	360,000
1	71.26	○	○	○	○	○	○	1	101	337,000
1	71.26	○	○	○	○	○	○	1	201	345,000
1	71.26	○	○	○	○	○	○	1	301	358,000
1	71.26	○	○	○	○	○	○	1	401	371,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

別添 3

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		<input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)			
		電話番号			
サービスを提供する法人等の別	<input type="checkbox"/> 医療法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定介護予防サービス事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 指定地域密着型サービス事業者 <input type="checkbox"/> 上記以外の法人等				
サービスを提供する者の人数 ()他資格所持者を外数で記入	<input type="checkbox"/> 医師	人員 人	<input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉士	人員 1 人	
	<input type="checkbox"/> 看護師	人員 人	<input checked="" type="checkbox"/> 介護支援専門員	人員 2 人	
	<input type="checkbox"/> 准看護師	人員 人	<input checked="" type="checkbox"/> 養成研修修了者	人員 4 人	
	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士	人員 3人	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の職員	人員 2 人	
常駐する場所	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 近接する土地 (所在地)				
常駐する日	<input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く()				
常駐する時間	日中	9 時 00分	～	18 時 00分	人員 2 人
	上記以外の時間	17 時 35分	～	9 時 35分	人員 1 人
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	住戸に生活安全センサーを設置 入居者が在室中、スティックを専用のキーホルダーに差し込むことにより、一定時間(12時間)水道の使用がない場合又は一定時間(40分)水が出続けた場合に異常を感知し、自動的に事務所に通報されます。通報を感知した場合、スタッフ等が安否確認のため、住戸内に立ち入ることがあります。			毎日1回以上	
	<input type="checkbox"/> 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)				
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	0時 00 分 ～ 24 時 00 分		
		上記以外の日	<input type="checkbox"/> 24時間		
	通報方法	施設内設置の緊急呼出ボタン			
	通報先	本物件内の事務所	通報先から住宅までの到着予定時間 2 分		
緊急時における対応の内容	緊急時には、スタッフが容態を確認の上、タクシー又は救急車の手配等を行います。スタッフは、状況に応じてタクシー又は救急車に同乗し、ご家族が来るまでの間、付き添いを行います。 ※タクシーへの同乗及びその後の付き添いは、入居者の希望により、10分間550円(うち本体価格500円、消費税50円)で承ります。 ※異常を感知した場合、スタッフ等が安否確認のため、マスターキーにより開錠し、入居者の住戸内に立ち入ることがあります。 ※同行に関わる往復の交通費は、実費を入居者にご負担頂きます。				

生活相談サービスの内容	生活に関する悩み等の日常生活相談を受け付けております。事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、必要に応じ外部業者の取次ぎ等を行います。専門的な事項(遺言・相続・資産運用等)については、専門家の紹介をします。			
	提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
	提供時間	9時 00分 ~ 17時 00分		
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約 60,500 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 / 円		
備考	詳細は[別添7]提供するサービス一覧表参照			

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input checked="" type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしゃぐりーんへるすけあさーびす 株式会社グリーンヘルスケアサービス		
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 163-1417) 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー17階 電話番号 03-3379-1246		
	住所(法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 227-0061) 神奈川県横浜市青葉区桜台36番地8 電話番号 045-983-7778		
食事提供を行う場所	<input checked="" type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他()			
提供方法	提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
	内容	<input type="checkbox"/> 3食 <input checked="" type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない()		
	調理等	<input checked="" type="checkbox"/> 厨房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他()		
	入居者の健康状態に合わせた食事対応	<input checked="" type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 対応なし		
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応	<input checked="" type="checkbox"/> 応相談 <input type="checkbox"/> 対応なし		
サービス提供の対価(概算額) ※1軽減税率	月額※2	約 61,050 円	内訳	朝食 495 円 昼食 605 円 夕食 935 円
	前払金	約 / 円	前払金の算定方法	
備考	<p>※1軽減税率:ご入居者に提供する飲食料品(酒類を除く)のうち、一食あたり690円(税抜き)以下且つ一日の累計額が2,070円(税抜き)に達するまでのものは軽減税率の適用対象となるものがございます。詳細はスタッフまでお尋ね下さい。</p> <p>※2 月額料金は、通常食を30日・3食喫食の場合の金額</p>			

3. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input checked="" type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
	住所(法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)		電話番号	
提供方法		提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> その他()		
		内容	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 2,750円	円	前払金の算定方法	
	前払金	約 -	円		
備考		サービスの内容の一例: 軽微なお手伝い(パソコン操作 他): 550 円/10 分間 各種代行(日常用品の購入 他): 1,650 円/1 回 詳細は[別添 5]提供するサービス一覧表参照 ※月額の料金は、軽微なお手伝いを 20 分、各種代行(日常用品の購入)を 1 回利用した場合の金額			

4. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する		<input checked="" type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだんいっせいかい たちばなだいくりにつく 医療法人社団一成会 たちばな台病院			
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 227-0046)		神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-2-1 電話番号 045-962-3338	
	住所(法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 227-0046)		神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-2-1 電話番号 045-962-3338	
提供方法		提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他(外来受診、入院治療受入れ)		
		内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 -	円	前払金の算定方法	
	前払金	約	円		
備考		日常的な投薬管理、服薬業務等は行わない。詳細は[別添7]提供するサービス一覧表参照。			

提供形態		<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input checked="" type="checkbox"/> 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) いりょうほうじんしゃだんいっせいかい たちばなだいくりにつく 医療法人社団一成会 たちばな台クリニック	
	住所(法人 にあつては 主たる 事務所の 所在地)	(郵便番号 227-0046) 神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-7-1 電話番号 045-961-7835	
	住所(法人 にあつては 本業務に係 る事業所の 所在地)	(郵便番号 227-0046) 神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-7-1 電話番号 045-961-7835	
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他(外来受診、入院治療受入れ)	
	内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い <input type="checkbox"/> その他 ()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 一 円	前払金の 算定方法
	前払金	約 円	
備考	日常的な投薬管理、服薬業務等を行わない。詳細は[別添7]提供するサービス一覧表参照。		

別添 4

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者間の交流の促進を図る	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「前払金」の算定根拠について

1. 「前払金」について

- (1) 本物件では、家賃相当額の支払方式について前払方式と月払方式を採用しています。
- (2) 前払方式とは、「(事業者が)終身にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を前払金として一括して受領するもの」(厚生労働省老健局長が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(令和6年5月23日付老発0523第1号)(以下「指導指針」という。))及び厚生労働省老健局高齢者支援課・国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡「サービス付き高齢者向け住宅における家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」(平成23年11月22日付)(以下「事務連絡」という。)参照)で、ご入居者にとっては、居住期間を気にせずに住み続けられる支払方式です。

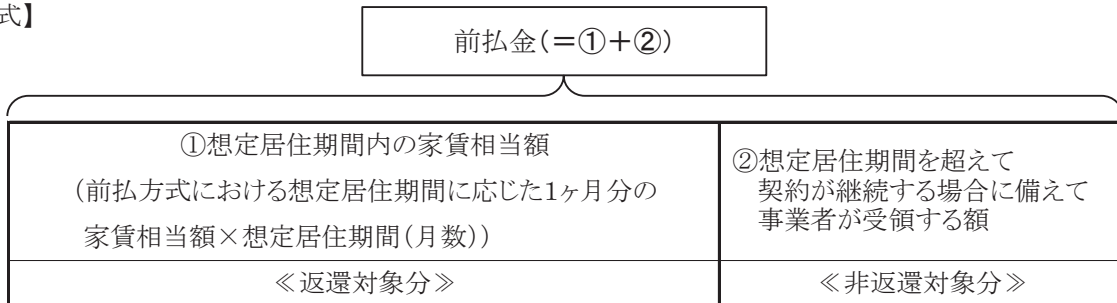
2. 前払方式の算定式について

- (1) 前払方式の算定の基礎については、指導指針及び事務連絡に定める以下の考え方に拠ります。

【算定の基礎】

$$\begin{aligned} \text{前払金} &= (\text{前払方式における想定居住期間の応じた1ヶ月分の家賃相当額} \\ &\quad \times \text{想定居住期間(月数)}) \\ &\quad + (\text{想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額}) \end{aligned}$$

【図式】



- (2) (1)のうち、「想定居住期間」と「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額」の具体的な算定方法は、事務連絡で示された以下の考え方に拠ります。

想定居住期間	入居者のうち概ね50%の方が入居し続けることが予想される期間として、各有料老人ホーム・各サービス付き高齢者向け住宅がそれぞれ定める期間のことです。その期間は、入居時の年齢や性別、自立者か要介護者か、などに応じて、入居者の平均余命等を勘案して設定されます。想定居住期間内の家賃相当額は、想定居住期間内に甲の死亡又は本契約の解除もしくは解約により契約が終了した場合、終了時期に応じてその一部が返金されます。
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額	生存率等を加味して決められる、想定居住期間経過後、入居者の全員が退去する時点までの将来の家賃負担分です。 この額は、入居契約が終了しても返還されません。 ※入居日から3ヶ月以内に入居契約が終了した場合を除きます。

3. 本物件における具体的な算定根拠について

(1) 想定居住期間の設定

想定居住期間は、事務連絡で示された考え方に則り、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が策定している【外部データを用いた入居一時金の試算について】の試算モデルを踏まえ、事業者及びそのグループ会社での有料老人ホーム(自立型)及びサービス付高齢者向け住宅(以下、総称して「当社グループ高齢者向け住宅」という。)の入居者実績に基づく入居時の年齢、性別、平均的な余命等を勘案し、自立型老人ホームにおける入居者の母集団の年央居住継続率が概ね50%になる期間を算出し、以下の通り年齢別での想定居住期間を決定しています。

年齢(歳)	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
想定居住期間(ヶ月)	324	312	300	288	276			264	252	240	228	216
年齢(歳)	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82～	
想定居住期間(ヶ月)	216	204	192	180	168		156	144		132	120	

※参考:当社グループ高齢者向け住宅入居者実績 男女比31%:69%

(2) 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の設定

想定居住期間の算出と同様に、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の【外部データを用いた入居一時金の試算について】の試算モデルを踏まえ、簡易生命表に基づいて算出された、自立型老人ホームにおける前払金合計に対する想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の割合について、下表の通り3つの年齢区分に分け、各年齢区分における平均値(小数点以下四捨五入)以下の数値を、各年齢区分における当該割合として決定しています。

前払金に対する、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額の割合			
年齢(歳)	60～75	76～85	86～
	10%	15%	20%

※ 当社グループの高齢者向け住宅における入居時年齢を、検討来場者数及び実際の入居者数の比率から、60歳～75歳、76歳～85歳、86歳以上の3区分に分類しました。

【参考：前払方式選択時の具体例】

クレールレジデンス桜台	入居時年齢 80歳	108号室
前払金(①+②)	(総額)	31,680,000円
①想定居住期間内の家賃相当額 (前払方式における想定居住期間に応じた1ヶ月分の家賃相当額) × (想定居住期間(月数))		
		26,928,000円 (前払金に占める割合は 85%)
		算定式： 187,000円 × 144ヶ月
②想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額		
≪非返還対象分※≫		
		4,752,000円 (前払金に占める割合は 15%)

※ 入居日から3ヶ月以内に死亡又は解除もしくは解約により入居契約が終了する場合は、入居契約の定めに従い返還されます。

禁止される行為	
(1) 権利関係における禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 本物件の賃借権の全部もしくは一部を譲渡し又は住戸の全部もしくは一部を転貸すること ② (前払方式の場合) 返還金に関する返還請求権及び前払金に関する保証機関に対する保証金額の支払請求権を第三者に譲渡し又は債務の担保の用に供すること (月払方式の場合) 敷金に関する返還請求権を第三者に譲渡し又は債務の担保の用に供すること ③ 他の入居者が入居する住戸との交換その他上記①もしくは②に類する行為又は処分
(2) 所有物に関する禁止事項(危険物の所持)	<ul style="list-style-type: none"> ① 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造、搬入、使用又は保管すること
(3) 住戸での禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること ② 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと ③ 自炊すること(入居者の自炊が安全上もしくは衛生上問題があると事業者が判断した場合に限る) ④ 事業者の承諾なく、入居者以外の第三者を滞在させること ⑤ 事業者へ通知することなく、7日以上継続して本物件を留守にすること ⑥ 入居者が事業者の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うこと
(4) 共用部分における禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと ② 指定場所以外で喫煙すること ③ 事業者の承諾なく、階段・廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
(5) バルコニー等における禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難ハッチ付近に避難の妨げとなるような定置物や重量物を置くこと ② 物置等の構造物を設置すること ③ 造園用に大量の土石を搬入すること ④ バルコニーの手摺に布団や洗濯物などをかけること ⑤ バルコニーの手摺設置側の壁面付近その他のバルコニーから人が転落する恐れのあるところに物を置くこと
(6) 騒音に関する禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の楽器演奏その他により、他の入居者の静穏な生活を損なうような騒音を出すこと
(7) 動物飼育に関する禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 住戸等で、金魚等観賞魚以外の動物を飼育すること ② 敷地内、バルコニー等で、動物、小鳥等に餌付けをすること
(8) 駐停車に関する禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地内に事業者が無断で駐車又は停車すること ② 本物件周辺の道路に駐車又は停車すること
(9) その他の禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 徘徊・暴力・不潔行為・奇声を発する等他の入居者に明らかに不安感や不快感を与える又は迷惑をかける行為をすること ② 事業者の承諾なく、住戸の鍵等を複製すること ③ 本物件を故意又は重大な過失により、毀損・汚損・滅失する行為をすること ④ 入居者の身体的・精神的暴力、不当な言動等により、本物件の運営スタッフの人権及び職域が侵害され、本物件の健全な運営に支障を来たすこと ⑤ 本物件又はその周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること
制限される事項	
(1) 用途制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の居住の用途に限る
(2) 同居人の制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居契約第27条に従い入居者を追加する場合に限る
(3) 入居者以外の第三者の滞在に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居契約第28条の規定に従うものとする
(4) 住戸内等の造作、模様替え等に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者は、住戸内等の造作、模様替え等を行う場合には、事業者に対して、事前に、所定の書面によりその内容を申し出、事業者の承諾を得るものとする ② 造作、模様替え等に関する業務は、事業者が指定する第三者が行うものとし、これに要した費用は入居者が負担するものとする

提供サービス

入居者が月額サービス費の範囲内で利用可能なサービスは以下の通りとします。

項目	内容
フロントサービス①	<p>外来者の受付、不在時の郵便物の代理受領及び伝言、宅配便業者の手配、健康診断や近隣クリニックの紹介、各種サービスの案内等を行います。</p> <p>※ フロントの利用時間(9:00～17:00)にご利用頂けます</p> <p>※ 各種サービスの内容、諸連絡等はフロントで管理し、掲示板等でお知らせ致します</p> <p>※ 横浜市に住民票を有する方には横浜市健康診査を紹介致します。健康診断の費用は、実費を入居者にご負担頂きます。なお、生活習慣病(糖尿病・高血圧等)で受療中の方は、横浜市健康診査は受けられません。</p>
入居時サービス	<p>ご入居時に住替え葉書を提供致します(50枚まで)</p> <p>※ 50枚を超える追加分は 1枚 85円(消費税込)でお求め頂けます</p>
生活相談サービス	<p>生活に関する悩み等の日常生活相談を受け付けております。事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、必要に応じ外部業者の取次ぎ等を行います。</p> <p>専門的な事項については、専門家の紹介をします</p>
安否確認サービス (生活安全センサー)	<p>住戸に生活安全センサーを設置しています。</p> <p>入居者が在室中、スティックを専用のキーホルダーに差し込むことにより、一定時間(12時間)水道の使用がない場合又は一定時間(40分)水が出続けた場合に異常を感知し、自動的に事務所に通報されます。通報を感知した場合、スタッフ等が安否確認のため、住戸内に立ち入ることがあります。</p>
送迎サービス	<p>本物件正面エントランスと青葉台駅間において、送迎サービスを実施します</p> <p>※ 時刻表は、館内掲示板等によりお知らせ致します</p>

緊急対応サービス

緊急通報システム	<p>緊急通報がなされた場合には24時間常駐のスタッフが対応致します。入居者が急に具合が悪くなった場合等に備えて、緊急呼出ボタンを以下の箇所に設置しています。</p> <p>【住戸内】 トイレ、浴室、リビング・ダイニング、洋室</p> <p>【共用部分】多目的室、共用トイレ、廊下、ラウンジ(2階・3階・4階)、屋上テラス、エレベーター</p>
緊急時の対応	<p>緊急時には、スタッフが容態を確認の上、タクシー又は救急車の手配等を行います。スタッフは、状況に応じて、タクシー又は救急車に同乗し、ご家族が来るまでの間、付き添いを行います。</p> <p>※タクシーへの同乗及びその後の付き添いは、入居者の希望により、10分間550円(うち本体価格500円、消費税50円)で承ります。</p> <p>※異常を感知した場合、スタッフ等が確認のために、マスターキーにより開錠し、入居者の住戸内に立ち入ることがあります。</p> <p>※同行に関わる往復の交通費は、実費を入居者にご負担頂きます。</p>
緊急用データ整備	<p>体調の変化等の緊急時に備え、定期健康診断や定期健康相談等の入居者の健康管理データをファイリングし、事務所内にて保管致します。</p> <p>スタッフが緊急対応を行い、入居者が救急車で病院へ搬送された場合、当該健康管理データが、医療機関に提示されます。</p> <p>※年1回看護師による定期健康相談会を開催しています。</p>

非常災害時の対応	非常災害に対する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連絡体制を整備しております。定期的に避難訓練等の活動を行い、非常災害時に備えております。
生活支援サービス	
長期不在時 住戸管理	入院等の長期不在時に、入居者から希望があった場合、住戸の換気、水遣り等を行います。(週 3 回まで)
設備点検	専門業者が、住戸(年2回)及び共用部分(月1回)の保守点検を定期的に行います。 ※ 住戸の点検に際しては、住戸内にスタッフ等が立ち入る必要があります。事前に連絡致しますのでご了承ください。
ゴミ搬出	各階のゴミステーションを 24 時間利用することができます。 各階ゴミステーションから屋外ゴミ置場への搬出はスタッフが行います。
所持物の処分	本物件の退去にあたり、所持物の処分の代行や粗大ゴミ処分の持出し・移動を行う専門業者を紹介します。 ※ 処分費の実費は入居者負担です。
アクティビティサービス	
レクリエーション	入居者同士の交流、スタッフとの交流等、親睦を図り、楽しさを感じられるプログラムを実施します。 ・ 入居者の希望に応じて、旅行等を企画します。 ・ お茶会、夕涼み会等、季節毎のイベントを企画します。 ※ 各種レクリエーションの概要と費用に関しては館内掲示等にて案内します。
カルチャー	自主サークル活動のお手伝いをします。 ・ 入居者が自主的に行う活動の実施場所の調整等は、希望に応じスタッフがお手伝い致します。
スポーツ等	健康維持・増進を目的に、安全で楽しく続けられる運動や自主サークル活動の支援を致します。 ・ 入居者が自主的に行う活動の実施場所の調整等は、希望に応じスタッフがお手伝い致します。
健康管理サービス	
協力医療機関の指定	協力医療機関及び協力内容は以下の通りです。 名称:医療法人社団 一成会 たちばな台病院 住所:神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-2-1 電話:045-962-3338 (協力内容) 専門外来診療、訪問診療、感染症予防のワクチン(インフルエンザ、新型コロナウイルス等)接種、緊急時の医療対応、入院治療受入れ
	名称:医療法人社団 たちばな台クリニック 住所:神奈川県横浜市青葉区たちばな台2-7-1 電話:045-961-7836 (協力内容) 入居前健康診断、定期健康診断、外来診療、生活習慣病の管理
防犯防災サービス	
防犯カメラ	エントランス(風除室)、ダイニング、エレベーター内、駐車場、フロント、メールコーナー、エレベーターホール、屋上テラス、スタッフ用通用口に、ITV防犯カメラを設置し、常時自動録画をします。

住戸防犯センサー	1階各住戸の窓(掃き出し窓のみ)には、外部からの侵入を感知する防犯センサーが設置されています。インターホンで防犯設定をし、センサーが作動した場合には、侵入者を感知し、警報が鳴り、事務所へ連絡が入ります。 この場合、スタッフ等が住戸に立ち入る場合があります。
防災設備	火災が発生した場合に反応する感知器が全館に設置してあります。また、スプリンクラーが1階と地下1階に設置してあります。 停電時には、非常用照明及び誘導灯が点灯します。

※ 利用可能なサービスの項目、時間・利用方法等は、今後変更になる場合がありますので、予めご承知置きください。

選択サービス

入居者の選択により、有料で利用可能なサービスは、以下の通りとします。

項目		内容				利用料
		ダイニングにて、以下の通り食事等を提供致します				
		提供食	時間	メニュー	サービス方式	
食事サービス	通常食 ※予約不要 ※軽減税率	朝食	7:30 ～9:00	軽食 (洋食)	配膳:入居者 下膳:スタッフ	495円 (うち本体価格450円 消費税45円)
		昼食	12:00 ～14:00	各食 定食2種 選択		605円 (うち本体価格550円 消費税55円)
		夕食	18:00 ～20:00	(※統一食・イベン ト食の場合を除く)	配膳:入居者 下膳:スタッフ	935円 (うち本体価格850円 消費税85円)
	アラカルト ※軽減税率	昼食・夕食時にはアラカルト食を数種類用意しております				メニューをご確認ください
	飲み物 ※予約不要 ※軽減税率	※緑茶・ほうじ茶・紅茶・コーヒーは終日無料です。但し、食事時間帯は食事を注文された方のみとさせていただきます ※その他のソフトドリンクについては有料です ※アルコールは、昼食時(多目的室を貸切の時のみ)及び夕食時のみの提供とします				※その他 ソフトドリンク 110円/杯 (うち本体価格100円 消費税10円)
外来者(滞在者を含む)の利用	外来者の利用については、原則として3名まで予約不要です 4名以上の場合は、前日までにフロントにご予約ください ※外来者の通常食の料金は、通常料金に220円を加算した額になります ※外来者が飲食された料金は、翌月に入居者へ請求致します				220円加算 (うち本体価格200円 消費税20円)	
軟菜食 刻み食	慢性病により又は一時的に食事管理の必要な方へ、事前に協議の上、軟菜食、刻み食を提供します ご利用にあたっては、事前にフロントにご相談ください				ご相談	
特別食	家族、親戚、入居者同士等との会食、お祝い事等にご利用頂けます。土日祝日を除く4日前までにご予約が必要になりますので、事前にフロントにご相談ください。				ご相談	

住戸ケータリング	病気等の場合に限り、お部屋にお食事をお届け致します	1回220円加算 (うち本体価格200円 消費税20円)
ルームサービス	体調にかかわらず住戸での食事を希望される場合は、住戸玄関までの配膳・下膳を致します 配膳時間: 朝食 8:00～9:00 昼食 13:00～14:00 夕食 17:30～18:00	1回550円加算 (うち本体価格500円 消費税50円)

※軽減税率:ご入居者に提供する飲食料品(酒類を除く)のうち、一食あたり690円(税抜き)以下且つ一日の累計額が2,070円(税抜き)に達するまでのものは軽減税率の適用対象となるものがございます。詳細はスタッフまでお尋ね下さい。

家事援助サービス	各種代行	入居者の日常用品の購入及び行政機関等への届出や手続き代行を行います ※生活必需品の購入は、日常用品に限ります(指定店舗にて品番等の表示がある物に限ります)。また、生鮮食料品等の購入代行は行いません。週1回の頻度で、代金等の実費は入居者負担です。指定店舗については、フロントでご確認ください。 ※行政機関等への届出や手続き代行として、住民票の取得代行等(青葉区役所)を行います。週1回の頻度で、取得等に関わる実費は入居者負担です	※代金等の実費は事業者で立替払い後日入居者の口座より引き落とします 1,650円/1時間 (うち本体価格1,500円 消費税150円)
	住戸清掃(簡易清掃) [指定日・予約制]	入居者の希望により、以下の箇所の簡易清掃を行います。ご予約が必要になりますので、事前にフロントにご相談ください 【清掃場所】 ※ 床面、トイレ、キッチン、浴室、ベランダ、家庭ごみの搬出(粗大ごみは除く)	1,650円/1時間 (うち本体価格1,800円 消費税180円) (別途実費負担)
	住戸清掃 (項目別特殊清掃) [指定日・予約制]	詳細は、フロントにてご確認ください。ご予約が必要になりますので、事前にフロントにご相談ください	項目毎に異なりますので、フロントにて館内掲示等をご確認ください
	軽微なお手伝い	簡単な家事支援等を行います 家具移動、パソコン操作や、お一人での通院が不安な場合の同行も行います	10分間 550円 (うち本体価格500円 消費税50円)
フロントサービス②	コピー	入居者の希望により、コピーをおとりしますので、フロントにご相談ください ※ A3サイズまで対応しております	白黒 1枚 10円(消費税込) カラー 1枚50円(消費税込)
	FAX	入居者の希望により、FAXの送受信を致しますので、フロントにご相談ください ※ 海外送受信は別途ご相談ください	1枚 20円(消費税込)
宿泊サービス	ゲストルーム利用	家族、親戚等がご利用頂けます。利用される場合は、所定の書面を提出し、利用の承諾を得てください。一週間前までにご予約が必要になりますので、事前にフロントにご相談ください。 ※ 最大2名、最長7泊までのご利用となります ※ 先着順になりますので、ご希望日に予約できない場合があります ※ 食事代等は別途入居者にご負担頂きます	1泊1名5,500円 (うち本体価格 5,000円 消費税500円)

※ 利用可能なサービスの項目、時間・利用方法等は、今後変更になる可能性がありますので、予めご承知置きください。

別紙1「サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム
重要事項説明書(「登録事項等についての説明」の補足)」はワードで作
成したものを添付してください。

区分		自立		要支援1～2		要介護1～5	
提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生活介護による提供されるサービス又は利用料金に含まれるサービス		介護予防特定施設入居者生活介護による提供されるサービス又は利用料金に含まれるサービス	
サービスの提供内容等	提供方法(回数等)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	金額(単価)	提供方法(回数等)	金額(単価)
1.提供サービス							
①立寄り	有・○						
・昼間 時～時	有・○						
・夜間 時～時	有・○						
②食事介助	有・○						
③洗濯	有・○						
・排泄介助	有・○						
・おむつ交換	有・○						
・おむつ洗	有・○						
④入浴等	有・○						
・着替	有・○						
・一般浴介助	有・○						
・浴槽介助	有・○						
⑤身介助	有・○						
・体位交換	有・○						
・居室からの移動	有・○						
・衣服の着脱	有・○						
・身だしなみ介助	有・○						
⑥健康管理	有・○						
⑦通院の介助	有・○						
⑧フロントサービス①	有・無	外來者の受付、不在時の郵便物の代理受領及び伝言、宅配業者の手配、健康診断や出張クリニックの紹介、各種サービスの案内等を行います。フロントの利用時間(08:00～17:00)			同左		同左
⑨入居時サービス	有・無	ご入居時に住居準備を提供致します(6回まで)	50枚を超える追加分	1枚85円(消費税込)でお求め頂けます。	同左		同左
⑩生活相談サービス	有・無	生活に関する悩み等の日常生活相談を受け付けております。事業者は、入居者の心身の状況、置かれていらっしゃる環境等の適切な把握に努め、必要に応じ外部業者の取次ぎ等を行います。専門的な事項については、専門家の紹介をします。			同左		同左
⑪安否確認サービス(生活安全センター)	有・無	住戸に生活安全センターを設置しています。入居者が在室中、スタンプ専用機(一人一台)に差し込むことにより、一定時間(2時間)水道の使用がない場合又は一定時間(40分)水が出続けた場合に異常を感知し、自動的に事務所に通報されます。通報を感知した場合、スタッフが安否確認のため、住戸内に入居することとなります。			同左		同左
⑫送迎サービス	有・無	本物件正面エントランスと青葉会館間において、送迎サービスを実施します。送迎時間は、館内掲示等によりお知らせ致します。			同左		同左
⑬緊急対応サービス							
・緊急通報システム	有・無	緊急通報がなされた場合には24時間常駐のスタッフが対応致します。入居者が急いで具合が悪くなった場合等に備えて、緊急呼出ボタンを設置しています。			同左		同左
・緊急時の対応	有・無	緊急時には、スタッフが管理棟確認の上、タラフ又は救急車の手配等を行います。(要知照)入居者の希望に応じて、タラフ又は救急車に同乗し、ご家族が来るまでの間、付き添いを行います。		※タラフへの同乗及びその後の付き添いは、入居者の希望により、10分間550円(うち本体価格500円、消費税50円)で表ります。※同行に際する往復の交通費は、実費を入居者にご負担頂きます。	同左		同左
・緊急用データ整備	有・無	体調の変化等の緊急時に備え、定期健康診断や定期健康相談等の入居者の健康管理データをファイルし、事務所ににて保管致します。			同左		同左
・非常災害時の対応	有・無	非常災害に対する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連絡体制を整備しております。定期的に通達訓練等の活動を行い、非常災害時に備えております。			同左		同左
⑭生活支援サービス							
・長期不在時住戸管理	有・無	入居者の長期不在時に、入居者から希望があった場合、住戸の換気、水遣り等を行います。(要知照)			同左		同左
・設備点検	有・無	専門業者が、住戸年2回及び共用部毎月1回の保守点検を定期的に実施します。			同左		同左
・ゴミ搬出	有・無	各階のゴミステーションを24時間利用することができます。各階ゴミステーションから屋外ゴミ置場への搬出はスタッフがを行います。			同左		同左
・所持物の処分	有・無	本物件の構造上、所持物の処分の代行や粗大ゴミ処分の持出し・移動を行う専門業者を契約します。処分費は、実費を入居者にご負担頂きます。			同左		同左
⑮アクティビティサービス							
・レクリエーション	有・無	入居者同士の交流、スタッフとの交流等、親睦を促し、楽しさを感じられるプログラムを実施します。入居者の希望に応じて、旅行等を企画します。お茶会、夕涼み会等、季節毎のイベントを企画します。※各種レクリエーションの概要と費用に関しては館内掲示等に案内致します。			同左		同左
・カルチャー	有・無	自主サークル活動のお手伝いをします。入居者が自主的に行う活動の実施場所の調整等は、希望に応じスタッフが対応致します。			同左		同左
・スポーツ等	有・無	健康維持・増進を目的に、安全で楽しく続けられる運動や自主サークル活動の支援を致します。入居者が自主的に行う活動の実施場所の調整等は、希望に応じスタッフが対応致します。			同左		同左
⑯健康管理サービス							
・協力医療機関の指定	有・無	協力医療機関及び協力内容は以下の通りです。名称:医療法人社団 一成会 ①たらば台病院 ②たらば台クリニック 住所:①神奈川県横浜市青葉区たらば台2-1 電話:045-962-3338 ②神奈川県横浜市青葉区たらば台1-1 電話:045-961-8833 協力内容:①専門外来診療、訪問診療、遠隔診療のワケチン(インフルエンザ、新型コロナウイルス)接種、緊急時の医療対応、入院治療受入れ ②入居前健康診断、定期健康診断、外来診療、生活習慣等の管理			同左		同左
⑰防災・防災サービス							
・防犯カメラ	有・無	エントランス(風除扉)、ダイニング、エレベーター内、駐車場、フロント、メールボックス、エレベーターホール、屋上ラフ、スタンプ用通路口、EV防犯カメラを設置し、常時自動録画をします。			同左		同左
・住戸防犯センサー	有・無	各住戸の窓(開き出し窓のみ)には、外部からの侵入を感知する防犯センサーが設置されています。インターホンで防犯設定をし、センサーが作動した場合には、侵入者を感知し、警報が鳴り、事務所へ連絡が入ります。この場合、スタッフが住戸に入居する場合があります。			同左		同左
・防災設備	有・無	火災が発生した場合に反応する感知器が全館に設置しております。また、スプリンクラーが1階と地下1階に設置しております。停電時には、非常用照明及び誘導灯が点灯します。			同左		同左
⑱その他サービス 選択サービス							
①食事サービス							
・通常食 ※予約不要	有・無	ダイニングにて、以下の通り食事等を提供致します。朝食:軽食(洋食) 昼食:及夕飯(定食)2種類 ※朝食一食、イベント色の場合を除く		朝食:495円(税込) 昼食:465円(税込) 夕食:935円(税込)			
・アラカト	有・無	昼食・夕食時にはアラカト食を数種類用意しております。		メニューを確認。			
・飲み物 ※予約不要 ※軽減税率	有・無	※緑茶・お抹茶・紅茶・紅茶・コーヒーは毎日無料です。但し、食事は注文された方のみとさせていただきます。 ※その他のソフトドリンクについては有料です。		※その他ソフトドリンク110円(税込)/杯			
・外來者(滞在者を含む)の利用	有・無	外來者の利用については、原則として3名まで予約不要です。4名以上の場合は、事前にフロントにご予約ください。		外來者の通常食の料金は、通常料金(220円(税込))を加算した額となります。			
・軽食、お弁当	有・無	機密性により又は一時的に食事管理の必要な方へ、事前に協議の上、軽食、お弁当を提供します。		ご相談			
・特別食	有・無	家族、親戚、入居者同士等の会食、お祝い事等にご利用頂きます。土日祝日を除く4名様までご予約が必要となります。		ご相談			
・住戸ケータリング	有・無	常食等の場合に限り、お部屋にお食事をお届け致します。		1回220円(税込)加算			
・ルームサービス	有・無	体調に合わせた住戸内での食事を希望される場合は、住戸玄関までの配達・下届を致します。		1回550円(税込)加算			
②家事援助サービス							
・各種代行	有・無	入居者の日用品の購入及び行政機関等への届出や手続き代行を行います。週1回の頻度で、取得等に関わる実費は入居者負担です。		1,650円(税込)/回			
・住戸清掃(簡易清掃)	有・無	入居者の希望により、以下の箇所の簡易清掃を行います。ご予約が必要となりますので、事前にフロントにご相談ください。 ※洗面、トイレ、キッチン、浴室、ベランダ、家庭ごみの撤出(粗大ごみは除く)		1,650円(税込)/1時間	同左		同左
・軽微なお手伝い	有・無	簡単な家事支援等を行います。家具移動、パソコン操作や、お一人での通院が不安な場合の同行を行います。		10分間 550円(税込)			
③フロントサービス②							
・コピー	有・無	入居者の希望により、コピーをおこないますので、フロントにご相談ください。		白紙:1枚 10円(税込) カラー:1枚50円(税込)			
・FAX	有・無	入居者の希望により、FAXの送受信を致しますので、フロントにご相談ください。		1枚 20円(税込)			
④宿泊サービス							
・ゲストルーム利用	有・無	家族、親戚等がご利用頂けます。利用される場合は、所定の事前申し込み、予約の承諾を頂く必要です。一泊期間までのご予約が必要となりますので、事前にフロントにご相談ください。 ※最大7名、最長7泊までのご利用となります。 ※先着順となりますので、ご希望日に予約できない場合があります。 ※火事等は別途入居者にご負担頂きます。		1泊1名 5,500円(税込)			
⑤美容	有・無						
⑥健康管理サービス							
・健康診断	有・○						
・健康相談	有・○						
・生活指導	有・○						
・医師の住居	有・○						
⑦入居相談・入居中のサービス							
・医療費	有・○						
・修繕サービス	有・○						

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
注2) 提供サービスの別利用料金とは前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
注3) 各サービスごとに提供方法(回数等)及び金額(費用負担等)を明示すること。
注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に対し、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。
注5) その他サービス(欄)は上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

別紙 1

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書
 (「登録事項等についての説明」の補足)

作 成 2025年 7月 1日
 登録番号 浜 24(3)010
 施設名 クレールレジデンス桜台

「1.サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	2009年10月16日
住宅の管理者氏名	久世 正善
電話番号 / FAX番号	045-989-3061 / 045-989-3062
メールアドレス	—
ホームページアドレス	https://www.grancreeer.com/senior/list/sakuradai/

「2.サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

FAX番号	03-6455-1156
ホームページアドレス	https://www.e-life-design.co.jp/
資本金(基本財産)	1億円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率	東急不動産株式会社 (90%)、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション (10%)
設立年月日	2003年3月3日
直近の事業収支決算額	収益:10,805百万円 費用:10,831百万円 損益:▲26百万円
会計監査人との契約	<input checked="" type="checkbox"/> 有()

「3.サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

FAX番号	03-6455-1156
ホームページアドレス	https://www.e-life-design.co.jp/

「4.サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

建築基準法上の主要用途	寄宿舍 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 ・ 有料老人ホーム ・ その他	
建築物の耐火構造	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造 ・ 準耐火構造 ・ その他()	
消防用設備等	消火器	なし・ <input checked="" type="checkbox"/> あり
	自動火災報知設備	なし・ <input checked="" type="checkbox"/> あり

	火災通報設備	なし・あり
	スプリンクラー	なし・あり
	防火管理者	なし・あり
	防災計画	なし・あり
緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	<p>緊急通報装置等の種類及び設置箇所 種類:押しボタン式 設置箇所: 【住戸内】トイレ、浴室、リビング・ダイニング、洋室 【共用部分】多目的室、屋上テラス、ラウンジ(2階、3階、4階)、共用トイレ、廊下、エレベーター</p> <p>安否確認の方法・頻度等 ・生活安全センサーを設置</p> <p>【住戸内】 入居者が在室中、スティックを専用のキーホルダーに差し込むことにより、一定時間(12時間)水道の使用がない場合又は一定時間(40分)水が出続けた場合に異常を感知し、自動的に事務所に通報</p>	

「5.サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)」について

(1)入居契約の状況等

身元引受人等の条件及び義務等	<p>原則として、入居者1名につき身元引受人を1名定めることとする。 入居者が2名の場合には、身元引受人1名が入居者2名の身元引受人を兼ねることができる。</p> <p>【身元引受人の条件】 原則として日本国内に居住し、かつ入居者より年齢が若いこと</p> <p>【身元引受人の責務等】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連帯保証人として、入居契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居契約に記載の極度額を限度として入居者と連帯して履行の責めを負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取る。 ② 入居者に関する事業者から身元引受人への連絡・協議等に協力する。 ③ 入居者が死亡した場合に入居者の身柄及び遺留金品を引き受ける。 ④ 入居契約の終了により、入居契約に基づく何らかの返還金が発生し、入居者の死亡等により、入居者へ返還することが適切でない場合、身元引受人がこれを受け取る。 ⑤ 入居者が意思能力を喪失した場合、入居者が入居契約における入居者の責務を履行できない状態にある場合又は入居契約において
----------------	---

	<p>入居者の判断を要する事項に対して、入居者が意思を明確に表明できない状態にある場合には、身元引受人が入居者に代わり意思表示を行うこと及び入居契約の終了に伴う一切の金銭の授受につき入居者の代理人として選任されることを了承する。</p>
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 可</p>
<p>事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等</p>	<p>【事業者からの解除又は解約】</p> <p>1 (1) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、横浜市長の承認を受けて、入居者に対して少なくとも 6 ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本物件の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、本物件を高齢者住まい法第 54 条第 1 号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至った場合 ② 入居者が、本物件に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、本物件を適正に管理することが困難となった場合 <p>(2) 事業者は、入居者の病院への入院又は心身の状況の変化を理由として入居契約を解約することはできない。但し、当該理由が生じた後に、入居者及び事業者が入居契約の解約について合意した場合は、この限りでない。</p> <p>2(1) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されずに当該義務違反により入居契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、原則として、90 日の予告期間において本契約を解除することができる。また、乙は、甲が別添 6 に記載の禁止行為(2)①、(3)①、(3)②、(6)①、(9)①、(9)④又は(9)⑤に該当し、第 10 条第 4 項に規定する義務に違反した場合において、乙が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入居契約第 4 条に規定する本物件の使用目的遵守義務 ② 入居契約第 10 条各項に規定する禁止又は制限される行為の不作为義務 ③ その他入居契約に規定する入居者の義務 <p>(2) 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されないときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 月払家賃(月払方式の場合)、管理費もしくはサービス費その他費用の支払義務(3 回以上遅滞し又は 3 ヶ月以上滞納した場合に限る。) ② 入居契約第 11 条第 1 項後段に規定する費用負担義務

	<p>(3) 事業者は、入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させる等の不正の行為によって本物件に入居したときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p> <p>(4) 事業者は、入居者、入居者の家族又は身元引受人等による、事業者の役職員や他の入居者等に対するハラスメント(身体的暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントなど。)により、入居者との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだときは、90 日の予告期間において入居契約を解除することができる。</p> <p>【入居者からの解約】</p> <p>1 入居者は、事業者に対して、1か月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、入居契約を解約することができる。なお、解約の申入れは、事業者の定める解約届を事業者に届け出ることによって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申入れの日から 1 ヶ月分の家賃、管理費及びサービス費相当額を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に入居契約を解約することができる。</p> <p>3 入居者が前各項に従い書面による解約の申入れを行わずに住戸を退去した場合、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して3ヶ月の経過をもって、入居契約は解約されたものとみなされる。</p> <p>【表明保証・無催告解除】</p> <p>1 入居者及び事業者は、相手方に対し、次の(1)及び(2)の事項を表明し、保証するものとし、入居者は、事業者に対し、身元引受人、入居契約第 27 条に定める追加入居者及び第 28 条に定める滞在者が次の(1)及び(2)の事項を充足することを表明し、保証する。</p> <p>(1) 入居契約締結時及び入居契約締結後において、自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下総称して「対象者」という。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はこれらの構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと</p> <p>(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入居契約を締結するものでないこと</p> <p>2 上記1のほか、入居者及び事業者は、相手方に対し、対象者が直接・間接を問わず次の(1)から(6)記載の行為を行わないこと及び今後も行わないことを表明し、保証するものとし、入居者は、事業者に対し、身元引受人、入居契約第 27 条に定める追加入居者及び第 28 条に定める滞在者が、直接・間接を問わず次の(1)から(6)記載の行為を行わないこと及び今後行わないことを表明し、保証する。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為</p> <p>(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為</p> <p>(3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金を導入し又は関係を構築する行為</p>
--	--

		<p>(4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為</p> <p>(5) 反社会的勢力をして自らの経営に関与させる行為</p> <p>(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供し又は本物件に反社会的勢力を入居させもしくは反復継続して反社会的勢力を出入りさせる行為</p> <p>3 入居者及び事業者は、相手方が上記 1 又は 2 に違反していると合理的に判断したときは、相手方に対し、何ら催告もなく、入居者・事業者間の全ての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。</p> <p>4 入居者及び事業者は、上記 3 により解除した場合に、相手方が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わないものとする。</p> <p>【前払金の返還時期】</p> <p>1 入居後 3ヶ月以内の契約終了の場合、住戸の明渡し後 90 日以内</p> <p>2 入居後 3ヶ月を経過し、想定居住期間経過前の場合、入居契約終了日の翌日から起算して 3ヶ月以内</p>		
前年度における 退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	4人	
		社会福祉施設	0人	
		医療機関	1人	
		死亡者	0人	
		その他	8人	
	生前解約の状況	事業者側の申し出		0人
			(解約事由の例)	0人
入居者側の申し出		11人		
		(解約事由の例) ケア移行×6 ホスピス×1 自宅建替完成×2 帰郷願望×2		
体験入居の期間及び費用負担等		<p>希望により、7泊8日まで体験入居可能</p> <p>1泊1名：14,300円(うち本体価格13,000円、消費税1,300円)</p> <p>(宿泊費、食事代(朝食・昼食・夕食)、消費税込み)</p>		

(2) 入居状況等

(2025年7月1日現在)

入居者内訳	性別	男性 30人、女性 52人			
	介護の 要否別	自立 32人			
		要介護 14人	(内訳)	要介護1	6人
				要介護2	6人
	要介護3		1人		
	要介護4		1人		
		要介護5	0人		
	要支援 36人	(内訳)	要支援1	21人	
			要支援2	15人	
平均年齢	86.1歳(男性 85.5歳、女性 86.7歳)				

「6.サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」
について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	良好な環境の保持に努めるとともに、入居者の快適で充実した生活の実現に努める。
サービスの提供内容に関する特色	東急不動産グループの総合力を活かし、住宅の運営から介護サービスの提供まで幅広いサービスを提供する。
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	年1回(定期意見交換会) 44名(入居者43名、家族1名) ①本物件の運営状況 ②月額利用料その他サービス利用料等の改定 ③本規程、細則等の諸規程の改定 ④入居者からの適切な方法による要望や苦情の対応処理 ⑤事故に関する報告 ⑥各種契約関連書類の重要な改定 ⑦過去1年以内の時点における入居者の状況、サービスの提供状況及び管理費、サービス費、食費等の収支状況

(2) 苦情等の取り扱い

苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等)	責任者: 支配人 久世 正善 相談窓口(連絡先): ①: 本物件フロント (045-989-3061) ②: 株式会社東急イーライフデザイン(03-6455-1236) ③: はまふくコール (045-263-8084) ④: 横浜市建築局住宅政策課 (045-671-4121)
----------------------------------	---

事故発生時の対応(医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等)	本物件内での応急処置、協力医療機関等への搬送又は119番通報による他の医療機関への搬送を行うとともに入居者の身元引受人、成年後見人、家族及び地方自治体の関係部署へ連絡する。また事故についての検証、再発防止策を講じる。		
事故発生の防止のための指針	なし・ <input checked="" type="checkbox"/> あり		
損害賠償(対応方針及び損害保険契約の概要等)	天災、地変、火災、盗難、器物破損、その他事業者の責めに帰することのできない事由に基づく事故又は事業者の行う本物件の維持保全に必要な工事等による本物件の使用停止等により入居者の被った損害については、事業者は賠償責任を負わない。 但し、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、事業者は、入居者に対してその損害を賠償するものとし、事故等の理由により損害賠償責任を負う場合に備え損害保険を付保するとともに損害事故発生時においては解決に向けて誠実に対応する。		
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	なし・ <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合の保険名 (あいおいニッセイ同和損害保険(株)/企業総合賠償責任保険)		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり	実施日	常設
		結果の開示	1 あり 2 <input checked="" type="checkbox"/> なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 <input checked="" type="checkbox"/> なし		

(3)医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名 称	医療法人社団一成会 たちばな台病院
	診療科目	内科、循環器内科、人工透析内科、消化器外科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、放射線科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区たちばな台二丁目2番地1
	距離及び所要時間	本物件から約450m (徒歩で約6分)
	協力内容	専門外来診療、訪問診療、感染症予防のワクチン(インフルエンザ、新型コロナ等)接種、緊急時

		の医療対応、入院治療受入れ
協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名 称	医療法人社団一成会 たちばな台クリニック
	診療科目	内科、循環器内科、小児科、皮膚科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区たちばな台二丁目7番地1
	距離及び所要時間	本物件から約540m (徒歩で約7分)
	協力内容	入居前健康診断、定期健康診断、外来診療、生活習慣病の管理
協力歯科医療機関	名 称	-
	所在地	-
	距離及び所要時間	-
	協力内容	-
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	<p>病気や怪我の治療は、入居者の任意の意思で、自己が自由に選択した医療機関で受診する。</p> <p>医療費は健康保険の適用を受けることとし、入居者の自己負担分及び健康保険が適用されない場合の費用は、入居者の負担となる。</p> <p>入院が長期にわたった場合でも入居契約は継続するため、退院後は入院前の住戸に戻ることができる。なお、入院期間中も管理費等の月額費用は支払うこととする。</p>	

(4) 職員体制

ア 職種別の職員数等

(2025 年 7 月 1 日現在)

	職 員 数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
		人数	が自立対応		
従業者の内訳	管理者	1 ()	/	1	初任者研修
	生活相談員	9 ()			介護福祉士、初任者研修、介護支援専門員、社会福祉士
	直接処遇職員	()			
	介護職員	()			
	看護職員	()			

	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	()				
	医師	()				
	栄養士	1 ()				給食会社へ委託
	調理員	3 ()				給食会社へ委託
	事務職員	()				
	その他職員	2 ()				フロント
合計	16 ()					
介護に関わる職員体制 ※7			: 以上			

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

イ 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし							
	兼務に係る資格等	1 <input checked="" type="checkbox"/> あり		資格等の名称		初任者研修修了者				
		2 なし								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満				1					
	1年以上 3年未満				3					
	3年以上 5年未満				1					
	5年以上 10年未満									
	10年以上				7					
従業者の健康診断の実施状況			1 <input checked="" type="checkbox"/> あり 2 なし							

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制(特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要)

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10	
要支援者の人数				
要介護者の人数				
指定基準上の直接処遇職員の人数				
配置している直接処遇職員の人数				
要支援者・要介護者の合計人数に対する配置直接処遇職員の人数の割合	:	:	:	
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時間 時間で除して算出			
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	:	~	:
	日勤	:	~	:
	遅番	:	~	:
	夜勤	:	~	:
	看護職員 早番	:	~	:
	日勤	:	~	:
	遅番	:	~	:
	夜勤	:	~	:

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	1人(人)	医 師	人(人)
介護福祉士	3人(3人)	看護師	人(人)
介護支援専門員	人(人)	准看護師	人(人)
介護職員実務者研修修了者	人(人)	資格なし	2人(人)
介護職員初任者研修修了者	4人(人)		

(5)登録事項の情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	1 公 開(閲覧・ <u>写し交付</u>) 2 非公開
	入居契約書の公開	1 公 開(閲覧・ <u>写し交付</u>) 2 非公開
	管理規程の公開	1 公 開(閲覧・ <u>写し交付</u>) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開(<u>閲覧</u> ・写し交付) 2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公 開(<u>閲覧</u> ・写し交付) 2 非公開

(6) その他

横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に適合していない事項	<適合していない事項がある場合の内容> 該当なし
------------------------------------	---------------------------------

●特定施設入居者生活介護に関する事項(該当する場合のみ)

(1) 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	
----------------------	--

(2) 住み替える場合の条件等

入居後住みに替居る又は場合は施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)	
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	

(3) 介護保険に係る利用料

介護保険に係る利用料(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)	○特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	区分	月額	利用者負担額 (1割の場合/2割の場合)
	要介護1	円	円 / 円
	要介護2	円	円 / 円
	要介護3	円	円 / 円
	要介護4	円	円 / 円
	要介護5	円	円 / 円

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用者 負担の割合に応じた額)	○各種加算の状況		
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	退院・退所時連携加算	(無・有)	
	入居継続支援加算	(無・有)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	夜間看護体制加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
	栄養スクリーニング加算	(無・有)	
	看取り介護加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
			(Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ)イ
			(Ⅰ)ロ
			(Ⅱ)
			(Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
			Ⅱ
Ⅲ			
Ⅳ			
Ⅴ			
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ	
		Ⅱ	

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用者 負担の割合に応じた額)	○介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合/2割の場合)
	要支援1	円	円 / 円
	要支援2	円	円 / 円
	各種加算の状況		
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
口腔衛生管理体制加算	(無・有)		
栄養スクリーニング加算	(無・有)		
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ)イ	
		(Ⅰ)ロ	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ	
		Ⅱ	
		Ⅲ	
		Ⅳ	
		Ⅴ	
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	<u>Ⅰ</u>	
		<u>Ⅱ</u>	
短期利用の設定(短期 利用特定施設入居者 生活介護の届出があ る)	無・有		

○添付書類:別紙2「サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表」